

国内募集型企画旅行 ご旅行条件書

旬の食材とワイン会&ご宿泊プラン

※本旅行条件書は、一般社団法人菊池観光協会（以下「当協会」といいます。）が企画・実施する国内募集型企画旅行に適用いたします。

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となるものです。

2. 募集型企画旅行契約

(1) 本旅行は、当協会が企画・実施する旅行であり、お客様は当協会と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」）を締結することになります。

(2) 当協会は、お客様が当協会の定める旅行日程に従って、運送・宿泊・体験・飲食等の旅行サービスの提供を受けることができるよう手配し、旅程管理を行います。

(3) 旅行契約の内容・条件は、募集広告（ホームページ等）、本旅行条件書、最終旅行日程表及び当協会旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

(4) プランの内容は以下のとおりです。

プランA：旬の食材とワインを楽しむ会

プランB：旬の食材とワインを楽しむ会＋ご宿泊

3. 旅行契約の申込みおよび成立

(1) 当協会所定の方法により必要事項を申告のうえ、申込金を添えてお申込みいただきます。

(2) 旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。

(3) 電話・インターネット等の通信手段による予約申込みの場合は、当協会が指定する期日までに申込金をお支払いいただきます。期日までに支払いがない場合の申込みは無効となります。

(4) 団体申込みの場合、代表者を契約責任者とし、構成員に関する責任を負うものとします。

4. お申込み条件

(1) 本旅行への参加は、飲酒を伴うプログラムのため、旅行開始日時点で満20歳以上の方に限ります。年齢を確認できる書類（運転免許証・パスポート等）のご提示をお願いする場合があります。

(2) 健康状態、障がい、食物アレルギー、妊娠中など特別な配慮を必要とする場合は、申込み時に申告してください。

(3) 当協会は安全かつ円滑な旅行実施のため、必要に応じて参加条件を付す場合があります。

(4) 暴力団関係者等反社会的勢力の参加はお断りします。

(5) 他のお客様に迷惑を及ぼす恐れがあると当協会が判断した場合は参加をお断りすることがあります。

※飲酒後の運転は固く禁止します。

5. 契約書面および最終旅行日程表

1. (1) 当協会は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当協会の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ、本旅行条件書等により構成されます。

2. (2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当協会はお客様に、集合時刻・場所、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。手渡しのほか、郵送・電子メール等によりご案内することがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、お申込み時にクレジットカードにてお支払いいただきます。なお、お支払いはBOKUNの決済システムを通じて処理いたします。

7. 旅行代金について

- (1) 旅行代金は募集広告に明示された金額によります。
- (2) 旅行代金は、申込金・取消料・変更補償金算出の基準となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- ・ 旅行日程に明示した宿泊費、食事代、体験費
- ・ 入場料
- ・ 消費税等諸税

※未使用の場合でも原則払い戻しはありません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- ・ 集合場所までの交通費
- ・ 個人的費用（飲料追加・土産等）
- ・ 任意参加のオプション費用
- ・ 保険料

10. 旅行契約内容の変更

天災地変、運送機関の事情、施設都合その他当協会の関与し得ない事由により、旅行内容を変更する場合があります。

11. 旅行代金の変更

運賃改定、為替変動等により旅行代金を変更する場合があります。

12. お客様の交替

当協会の承諾を得て契約上の地位を譲渡することが可能です。所定の手数料を申し受ける場合があります。

13. 取消料に関する特約（旅行業約款第1条第2項に基づく書面特約）

当協会は、旅行業約款別表第1に定める取消料のうち、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって8日目以前の解除に係る取消料（旅行代金の20%以内の部分）を収受する権利を放棄します。したがって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって8日目以前に解除された場合、取消料はいただきません。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除される場合の取消料は、お申込みのプランの旅行代金を基準として下表のとおり算定します。

解除時期	取消料
7日前～前々日	旅行代金の30%以内
前日	旅行代金の40%以内
当日	旅行代金の50%以内
旅行開始後	旅行代金の100%以内

※本特約は旅行者に不利にならない範囲での書面特約であり、旅行業法第12条の3の規定による観光庁長官の認可は不要です。

※キャンセルの場合、取消料を控除した金額をクレジットカードへ返金いたします。返金時期はカード会社の規定によります。

14. 旅行開始前の契約解除

お客様は取消料を支払うことにより契約を解除できます。また、旅行内容の重大変更等の場合は取消料なしで解除可能です。

15. 旅行開始後の契約解除

旅行開始後の離団についての払い戻しは行いません。

16. 当協会の責任

当協会の故意または過失により損害が発生した場合、損害賠償を行います。ただし、天災・事故・盗難・交通遅延等による損害については責任を負いません。

17. 特別補償

当協会は旅行中の事故について、当協会約款に基づき補償を行います。

18. お客様の責任

お客様の故意・過失により当協会または第三者に損害を与えた場合は賠償責任を負います。

19. 最少催行人員および旅行中止に関する事項（旅行業約款第 17 条第 1 項第 4 号・第 3 項に基づく規定）

本旅行の最少催行人員は 10 名です（プラン A・B 合計）。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目に当たる日より前までに、プラン A・B 合計の申込者数が最少催行人員に達しない場合は、当協会は本旅行を中止することがあります。旅行を中止する場合は上記期限より前に旅行者にその旨を通知し、すでに支払われた旅行代金の全額を払い戻します。この場合、取消料は一切発生しません。

※旅行業約款第 17 条第 2 項の規定により、旅行者が旅行代金を所定の期日までに支払われない場合は、当該期日の翌日に旅行者が旅行契約を解除したものと取り扱い、取消料相当額の違約料が発生します。

20. 旅行保険

お客様ご自身で国内旅行保険に加入されることを推奨します。

21. 個人情報の取扱い

取得した個人情報は、旅行手配・連絡・保険手続等に利用し、適切に管理します。詳細は当協会ウェブサイトに掲載の個人情報保護方針をご参照ください。

22. その他

- ・天候や現地事情により内容が変更となる場合があります。
- ・飲酒を伴う場合、体調管理はお客様の責任となります。

【企画・実施】

一般社団法人 菊池観光協会

住所：熊本県菊池市隈府 1273-1

旅行業登録番号：熊本県知事登録旅行業 第 286 号

TEL : 0968-25-0513 Mail : yoyaku1@kikuchikanko.ne.jp